

第16期 第12回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年7月24日(火) 午後1時36分～午後3時11分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 名嘉眞 朝仁 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 平成30年7月24日(火) 午後1時38分～午後2時20分

8 現場調査数： 8 件

9 付議すべき案件

報告第 63 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 64 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 65 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 66 号	現況証明願について
報告第 67 号	農地法許可の取消し願について
報告第 68 号	確認願について
報告第 69 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 70 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 71 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
議案第 32 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 33 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 34 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 35 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 13 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 14 号	農用地区域内の一部用途変更について
協議第 15 号	用途変更に関する協議願について

10. 会議の内容

会長

では、第16期豊見城市農業委員会第12回総会を開会いたします。

(午後1時36分) 開会

会長

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第4番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第4番委員の宮里由美子委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名しますので、よろしくお願いいたします。

本日提案された議案等について、現場調査7件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時38分

再開 午後2時20分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第63号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第 63 号「農地転用後の利用状況の報告について」

5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 63 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 64 号について、事務局の説明をお願いいたします。休憩します。

休憩 午後 2 時 21 分

再開 午後 2 時 22 分

会長

再開します。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 64 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 64 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 65 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 65 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご

報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 65 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 66 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 66 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 66 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 67 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 67 号「農地法許可の取消し願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 67 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 68 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 68 号「確認願について」
1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 68 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 69 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 69 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 69 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 70 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 19 ページをお開きください。
報告第 70 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 70 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 71 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 71 号について説明いたします。
議案書の 23 ページ、24 ページをお開きください。
報告第 71 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」
2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 71 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 32 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 32 号について説明いたします。
議案書の 26 ページをお開きください。
議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、5 件の申請が
ございます。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。
申請のありました豊見城市字与根西原 34 番 1、34 番 2 につきましては、農地
法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま
す。
整理番号 2 番につきまして、議案書の 30 ページをお開きください。
申請のありました豊見城市字伊良波当貴原 182 番 1 につきましては、農地法第
3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきまして、議案書の 32 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字伊良波当貴原 184 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 4 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字座安浜原 280 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 5 番につきまして、議案書の 36 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字与根西中原 214 番 6 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案 32 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番、そして 4 番と 5 番はそれぞれ関連しますので、一括して審議します。

それでは、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これで採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定いたしました。

それでは整理番号 2 番と 3 番を一括して審議します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これで採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番について許可することに決定しました。
次に整理番号 4 番と 5 番について審議をします。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長 はい、7 番委員。

7 番委員 ●●●●●さん、職業は自営業だけど経営拡大？

事務局 26 ページをお願いします。その右から 4 番目、214 という数字がありますけれども、この方は今現在、この●●●●●さん名義で 214 m²お持ちです。この方は糸満市在住の方なので、糸満市農業委員会から耕作証明は取っている方ということで、今回新しく認めるのであれば経営拡大が正しいかということで、そういうふうに書いております。

7 番委員 今、糸満市で 214 m²？

事務局 はい。

7 番委員 日数は 150 日という定義があったけど…。

事務局 あります。

7 番委員 面積も、これ 60 坪？

事務局 はい。

7 番委員 それだけの経営と認めている？ 糸満市役所。農業従事者として見ているということよね。

事務局 この 214 m²をしっかりと耕作していましたという証明ということですよ。

7 番委員 だけど農業従事者というのは、最低の面積がなかったけ？ 3 条の。

事務局 はい。この方は、同じく 26 ページ、自営業というところの右に 154 日というふうになっています。一応申請がそうだったので、僕も気になって問い合わせはしています。

この方は、自営業というのは琉舞の先生。どれぐらい教えていますかということで、週に 2 回程度、一、二時間のレッスン、それだけらしいのです。そのほかは農業に充てているというお話でしたので、それじゃあ 150 日以上勤務ですねということで、その申請になっています。

7 番委員 今回 2 カ所借りて、経営拡大。●●●は息子さん？

事務局 息子さんです。

7 番委員 2 人で 254 日？ 単純計算で。

事務局 そうなっています。一応制度上は問題ない数字ではあります。

7 番委員 豊見城ではないと思うのだけれども、糸満も 64 坪というのはちょっと不思議な許可の仕方だなと。最低面積があったでしょ？ 耕作面積。

事務局 これはもともと●●●●●さんが持っている畑なので。

7 番委員 ああ、それは 3 条じゃないんだ。わかりました。

会長 ではほかに、よろしいでしょうか。採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番、5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番、5 番については許可することに決定します。

次に議案第 33 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 38 ページをお開きください。

議案第 33 号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は、瀬長舟無小原 49 番 11 及び 49 番 12、転用目的は貸駐車場。変更計画は、所在は変更なしで、駐車場から一般住宅への用途変更となります。

当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 33 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これで採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では議案第 33 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 33 号について変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 34 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 48 ページをお開きください。

議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 191 番 2、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 34 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
それでは委員の質疑を許します。質疑のある委員は挙手してから質疑をお願いいたします。
採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では議案第 34 号について、農地法第 4 条第 6 号各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 34 号について許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次は議案第 35 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 55 ページをお開きください。
議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして 63 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 864 番 8、864 番 9、864 番 19。転用目的は診療所。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 2 番につきまして 66 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 864 番 20、864 番 22。転用目的は診療所。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 3 番につきまして 69 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 864 番 21、864 番 23。転用目的は診療所。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 4 番につきまして 74 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名東原 131 番 1、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして 79 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 528 番 5、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして 86 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 170 番 3、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 35 号について、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案 35 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番から 3 番までは関連しますので一括して審議します。

それでは、整理番号 1 番から 3 番までについて委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番から 3 番までについて、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番から 3 番までは許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 では採決に移ります。

整理番号 4 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 では整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 これで採決に移ります。整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(進行の声あり)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。では次に整理番号 6 番の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 では採決に移ります。整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。次に協議第 13 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは協議第 13 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政部の大城です。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 7 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。まず初めに、H30-4 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。

利用権を設定する農地の地番は保栄茂 1070 番、面積 410 m²と保栄茂 1071 番、面積 382 m²、計 792 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 6 年、借賃は 1070 番が年額 2 万 4,800 円、1071 番は年額 2 万 3,000 円、計 4 万 7,800 円を毎年 6 月末までに口座振込することとなっています。

次に、H30-5 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 1072 番で、面積は 547 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 6 年、借賃は 3 万 3,000 円を毎年 6 月末までに口座振込することとなっています。

次に、H30-6 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は座安 143 番で、面積は 3,594 m²の内 1,388 m²。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 5 年となっています。

次に、H30-7 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 332 番 2 で、面積は 1,814 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から平成 37 年 8 月 1 日。借賃は 10 万 7,600 円を毎年 8 月 1 日現金払いすることとなっています。

次に、H30-8 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は根差部 191 番 1 で、面積は 508 m²。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年となっています。

次に、H30-9 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 930 番 1 で、面積は 1,361 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から平成 35 年 7 月 1 日。借賃は 25 万円を毎年 8 月末現金払いすることとなっています。

次に、H30-10 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 714 番 2 で、面積は 1,600 m²。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日より 6 年となっています。

以上です。

会長

ありがとうございます。協議第 13 号について説明が終わりました。協議第 13 号は 1 件ずつ審議します。

それでは番号 H30-4 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいのですがよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

では採決に移ります。

H30-4 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H30-4 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-5 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

これより採決をします。

H30-5 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H30-5 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-6 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

これより採決をします。

H30-6 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H30-6 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-7 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長

はい、8 番委員。

8 番委員

これは利用権の設定ですよ。もう既に農協でハウスを建てていますが、利用権は設定していなかったんですか。

農林水産課

平成 23 年の南部広域で、農協主体でハーブのハウス整備事業を行っていたんですけれども、この当時、利用権が設定されていないところ。その設定されていないのを未権利状態ですので、解消するという形で今回利用権の設定をやっています。

8 番委員

わかりました。

会長

いいですか。ほかにごいませんか。

では採決に移ります。H30-7 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H30-7 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-8 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

ではこれも採決に移ります。

H30-8 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H30-8 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-9 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願い

いたします。

(進行の声あり)

会長 H30-9 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H30-9 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に H30-10 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では H30-10 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H30-10 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

では次に協議第 14 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは協議第 14 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 皆さん、こんにちは。農林水産課の當銘です。106 ページをお願いします。今回、農用地区域内の一部の用途変更申請ということで 107、108 ページのとおり用途変更の申請が上がっております。申請者の住所が金良で、●●さん。土地の所在が金良 260-1 で、変更後の用途の区分につきましては、集荷場で農作業準備休養施設、駐車場となっております。一応 110 ページが位置になるのですけれども、既にちょっと施設が建ってしまして、109 ページのとおり始末書もいただいております。今回の用途変更について、協議をお願いしたいと思

っています。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。では協議第 14 号について説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

8 番委員 休憩してもらっていいですか。

会長 休憩します。

会長 休憩 午後 3 時 02 分
再開 午後 3 時 07 分

会長 再開します。
これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 14 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異
議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 14 号については、豊見城市長に対して適
正であると回答することに決定します。
次に協議第 15 号について審議します。事務局の説明をよろしく願いいたし
ます。

事務局 それでは協議第 15 号につきましても、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 117 ページをお願いいたします。今回の協議が平成 29 年 11 月 17 日で、一旦
用途変更となっているのですけれども、116 ページの赤字で示しています農畜
産物販売施設が都市計画法で用途としてはちょっと認められないということ
で、これを削除して育苗施設にしたいということで 118、120 の両方の面積を、
何に利用するかというものを添付しています。出荷する量も多くなるというこ
となので、販売施設ではなく育苗を育てて、どんどん出荷していることで、今
回の協議をお願いしています。

以上です。

会長

協議第 15 号について説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では協議第 15 号について変更内容を承諾し、沖縄県知事へ変更内容を進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 15 号については変更内容を承諾し、沖縄県知事へ変更内容を進達することに決定しました。

以上をもちまして、本日の提案の提議事日程を全て終了いたしました。委員の皆さまには、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまです。

平成 30 年 7 月 24 日 (火)

午後 3 時 11 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

5 番委員

高嘉真 朝仁 

4 番委員

宮里 由美子 

